⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

７⑴１）の認定（７⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、７⑴１）の認定を受けていない構成員が７⑴１）の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、７⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに７⑴１）の認定を受けていないとき又は７⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（７⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

また、当該工事の開札の時までに、構成員が７⑴１）の認定を受けるための審査並びに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

9　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、

A　「令和４－６年度　安芸道路伊尾木川橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」

B　「令和４－６年度　安芸道路安芸川橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」

とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑶　「令和４－６年度　安芸道路伊尾木川橋上部工事【A】」及び「令和４－６年度　安芸道路安芸川橋上部工事【B】」は一括して公告し、審査を実施する試行対象工事であるが、特定建設工事共同企業体としての資格を得るための申請は、当該対象工事のすべてにそれぞれ申請を行わなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり、資料等の提供を招請します。

令和４年９月16日

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課長　片淵　仁文

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量

労働保険適用徴収システムの更改に係る資料提供招請

⑶　資料提供にあたり必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。

2　資料及びコメントの提出方法

⑴　資料及びコメントの提出期限　令和４年10月21日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室　システム計画係　安井、乙黒　電話03―3920―3311　内線407、423　メールアドレス：choushusystem@mhlw.go.jp

3　説明書の交付

本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和４年９月16日から令和４年10月21日17時00分まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。電子メールでの交付を希望する場合は、上記２⑵のメールアドレスへ交付希望の旨連絡すること。

4　説明会の開催

本公表に基づく導入説明会を開催する。なお、新型コロナウイルス感染症への感染予防等の観点から、オンライン開催とする。

⑴　開催日時　令和４年９月27日15時30分

⑵　開催場所　オンライン開催

⑶　出席申込み　令和４年９月26日17時00分までに上記２⑵のメールアドレスへ申込みを行うこと。

5　その他

⑴　本公表は予定であり、変更することがあり得る。

⑵　本導入計画の詳細は導入説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hirofumi Katafuchi, Director, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : The next system renewal of the Labour Insurance Application and Contributions Levy System.

⑷　Date and time for tender explanation meeting : 3 : 30 PM, 27th September, 2022

⑸　Time-limit for tender explanation meeting : 5 : 00 PM, 26th September, 2022

⑹　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, 21th, October, 2022

⑺　Contact point for the notice : Labour Insurance Contributions Levy Operation Office, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 407, 423

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和４年９月16日

国立大学法人島根大学長　服部　泰直

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　32

○第２号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　出雲キャンパス情報ネットワークシステム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期

令和５年度４月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　出雲キャンパス（以下、本キャンパスという。）における情報通信を遅滞なく処理できる十分な処理性能を有すること。

B　本キャンパスにおける情報セキュリティを担保するための十分な通信検査機能及び通信制御機能を有すること。

C　本キャンパスの既存情報セキュリティ区域及び区域間の通信制御ポリシーを継承できること。

D　本学の統合認証システムと連携し、利用者を認証できること。

E　可用性に優れた構成であり、十分な耐障害性を有すること。

F　管理性に優れた構成であり、機器の設定、監視、障害検知、ログ監査等を容易にできること。

G　現有システムへの接続機器を本システムにおいても支障なく使用できること。

H　現有システムの設置場所に支障なく収容できること。また、既設の構内通信ケーブル（光ファイバー及びＵＴＰケーブル）をそのまま使用できること。

I　通年連続運転が可能であること。

J　十分な停電対策がなされていること。

K　長時間の業務停止を伴わずに更新作業を実施できること。